五　推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ　ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）機体に搭載されていない状態における最大推力が四〇〇ニュートンを超えるもの（機体に搭載されていない状態における最大推力が八、八九〇ニュートンを超えるものであって、本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）

（二）海面上における標準大気状態での最大連続推力の燃料消費量が一時間につき推力一ニュートン当たり〇・一五キログラム以下のもの

ロ　ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又はペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

ハ　固体ロケット用のモータケースであって、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるもの

ニ　固体ロケット用のモータケースのライニング（推進薬とモータケース又は断熱材を結合することができるものに限る。）であって、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用することができるもの又は五〇〇キログラム未満のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用するように設計したもの

ホ　固体ロケット用のモータケースの断熱材であって、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用することができるもの又は五〇〇キログラム未満のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用するように設計したもの

ヘ　固体ロケット用のモータケースのノズルであって、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるもの

ト　液体状又はスラリー状の推進薬の制御装置であって、周波数範囲が二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が九八メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はその部分品（サーボ弁及びポンプを除く。）

チ　ハイブリッドロケット推進装置（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はその部分品

リ　液体推進薬用のタンクであって、次のいずれかに該当するものに使用するように設計したもの

（一）第十号に該当する推進薬又はその原料となる物質

（二）液体推進薬（一）に該当するものを除く。）であって、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するもの

ヌ　ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用するように設計したターボプロップエンジンであって、海面上における標準大気状態での最大推力が一〇キロワット以上のもの（本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）又はその部分品

六　多段ロケットの切離し装置又は段間継手（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

七　しごきスピニング加工機であって、数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるもののうち、輪郭制御をすることができる軸数が三以上のもの又はその部分品

八　サーボ弁又は推進薬の制御装置用のポンプであって、次のイ及びロに該当するもののうち、ハ又はニのいずれかに該当するもの

イ　液体状又はスラリー状の推進薬の制御装置に使用するように設計したもの

ロ　周波数範囲が二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が九八メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの

ハ　絶対圧力が七、〇〇〇キロパスカル以上の状態において一分につき〇・〇二四立方メートル以上流すことができるように設計したサーボ弁であって、アクチュエータの応答時間が一〇〇ミリ秒未満のもの

ニ　ポンプであって、軸の回転数が一分につき八、〇〇〇回転以上のもの又は吐出し圧力が七、〇〇〇キロパスカル以上のもの

九　推進薬の制御装置用のポンプに用いられるラジアル玉軸受であって、日本工業規格Ｂ一五一四号（転がり軸受の精度）で定める精度が二級以上のもののうち、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ　内輪内径が一二ミリメートル以上五〇ミリメートル以下のもの

ロ　外輪外径が二五ミリメートル以上一〇〇ミリメートル以下のもの

ハ　幅が一〇ミリメートル以上二〇ミリメートル以下のもの

十　推進薬又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの

イ　濃度が七〇パーセントを超えるヒドラジン又はその混合物（腐食防止処理のためのものを除く。）

ロ　ヒドラジンの誘導体

ハ　過塩素酸アンモニウム又はその混合物

ニ　アンモニウムジニトラミド又はその混合物

ホ　粒子が球形で、その径が二〇〇マイクロメートル未満のアルミニウムの粉であって、重量比による純度が九七パーセント以上のもののうち、国際規格ＩＳＯ二五九一（一九八八）又はこれと同等の規格で定める測定方法により測定した径が六三マイクロメートル未満のものの含有量が全重量の一〇パーセント以上のもの

ヘ　ジルコニウム（天然の比率でジルコニウムに含まれるハフニウムを含む。）、ベリリウム、マグネシウム又はこれらの合金であって、粒子の径が六〇マイクロメートル未満の粉末状のもの又はその少なくとも一を含む混合物（アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによってカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）

ト　重量比による純度が八五パーセント以上のほう素又はその合金であって、粒子の径が六〇マイクロメートル未満の粉末状のもの又はその少なくとも一を含む混合物（ほう素一〇の含有量が全重量の二〇パーセント以上のものを除き、アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによってカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）

チ　過塩素酸塩、塩素酸塩又はクロム酸塩であって、粉末状の金属又は燃料成分が混合されたもの又はその混合物

リ　カルボラン、デカボラン、ペンタボラン又はこれらの誘導体又はその混合物

ヌ　液体酸化剤であって、次のいずれかに該当するもの

（一）三酸化二窒素

（二）二酸化窒素又は四酸化二窒素

（三）五酸化二窒素

（四）窒素酸化物の混合物

（五）耐腐食性を有する赤煙硝酸又はその混合物

（六）ふっ素及びその他のハロゲン、酸素又は窒素からなる化合物又はその少なくとも一を含む混合物（三ふっ化塩素及び気体の三ふっ化窒素を除く。）